

八王子市夕やけ小やけふれあいの里
指定管理者募集要項

産業振興部
観光課

目次

1	対象となる施設の概要.....	1
2	指定期間.....	2
3	管理運営方針.....	3
4	指定管理料の上限額.....	3
5	指定管理料の支払方法.....	3
6	精算項目.....	4
7	利用料金の取扱い.....	4
8	応募資格.....	4
9	応募方法.....	5
10	指定管理者の選定.....	7
11	協定.....	8
12	第三者への業務委託.....	8
13	情報提供.....	8
14	指定の取り消し.....	9
15	モニタリングの実施.....	9
16	問い合わせ先.....	9
17	募集に関する書類（別添）.....	9
18	参考資料.....	10

八王子市夕やけ小やけふれあいの里指定管理者募集要項

八王子市夕やけ小やけふれあいの里の設置趣旨に沿った管理運営を効率的・効果的かつ安定的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び八王子市夕やけ小やけふれあいの里条例（平成 12 年 12 月 18 日条例第 73 号）の規定により、八王子市夕やけ小やけふれあいの里（以下「ふれあいの里」という。）の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集する。

1 対象となる施設の概要

- (1) 施設の名称 八王子市夕やけ小やけふれあいの里
- (2) 所在地 八王子市上恩方町 2030 番地
- (3) 施設の目的 八王子市夕やけ小やけふれあいの里条例（以下「条例」という。）第 1 条「自然に親しむレクリエーション活動を行う場を提供することにより、農林業など地域の振興を図るとともに、市民の余暇活動の充実に資するため、八王子市夕やけ小やけふれあいの里を設置する。」という設置目的に沿って、適切かつ効率的に管理運営を行うとともに、利用者に最良のサービスの提供することを目的とする。
- (4) 開設時期 平成 8 年 4 月 28 日開設
- (5) 施設経緯

年 月 日	内 容
平成 8 年 4 月 28 日	・市民の農業に関する知識の普及及び文化の向上、地域振興を目的とし、園内の田園や温室園芸館を利用した農業体験などを実施する施設「夕やけ小やけ文化農園」としてオープン ・市直営施設（所管：産業振興部農林課）
平成 9 年 1 月	入園者 10 万人達成
平成 12 年 4 月	管理運営を業務委託開始 ※入浴サービスの実施や遊漁証販売等を開始
平成 13 年 4 月	地域の特色を活かし市民や観光客などの余暇活動の充実に目的とする観光施設「夕やけ小やけふれあいの里」に名称を変更 （所管：産業振興部観光課へ変更） ※園内の田畑の一部廃止、温室園芸館の利用目的変更、地元写真家 前田真三のギャラリー運営開始
平成 18 年 4 月	指定管理者制度導入
平成 18 年 9 月	入園者 100 万人達成
平成 27 年 12 月	入園者 200 万人達成

- (6) 敷地面積 68,757.70 m²
- (7) 建物の構造 総建物延面積 6,456.85 m²（木造 544.6 m²、非木造 5,812.25 m²）
※詳細は別紙「施設概要」参照
- (8) 施設の内容 ①管理棟
②おおるりの家（宿泊施設、貸ホール、日帰り入浴、食事処等）
③夕焼小焼館（写真ギャラリー、展示ホール、喫茶スペース等）
④ふれあい館（イベントホール、喫茶スペース等）

- ⑤キャンプ場
 ⑥屋外調理施設（バーベキュー広場）
 ⑦馬舎・ふれあい動物舎
- (9) 開場時間 3月～10月 午前9時～午後4時30分
 ただし、次の各号に掲げる日にあつては、午前9時から午後6時までとする。
 ①4月29日から5月5日まで
 ②7月及び8月の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
 ③8月13日から8月15日まで（前号に該当する日を除く。）
- 11月～2月 午前9時～午後4時
 ただし、利用状況、自主事業計画等により、市長の承認を得た場合には利用時間を変更することができる。
- (10) 休館日 休館日は設けないものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認め、市長の承認を得たときは、この限りではない。
- (11) 施設の現状 利用料金制度を導入している。施設の主な運営内容は下記のとおりとする。
 ① 四季折々の季節の特徴を活かした企画の実施
 ② 童謡「夕焼小焼」の作詞家である中村雨紅展示ホールの設置
 ③ ボンネットバス「夕やけ小やけ号」の展示
 ④ 地域の文化を知る体験講座を開催
 ⑤ 地元住民をはじめ市民の交流拠点及び周辺地域の防災拠点とした施設
 ⑥ 宿泊施設（通年）やキャンプ場、バーベキュー広場（期間限定）は、多くの市民や市外からの観光客の憩いの場として活用されている。
 ※ 業務内容詳細は「八王子市夕やけ小やけふれあいの里管理運営要求水準書」（以下「要求水準書」という。）参照。

(12) 施設の運営状況（令和4年度実績）

- ①利用者数 95,510人
 （内訳） 入場者数 86,943人
 宿泊者数 4,410人
 日帰り入浴者数 4,157人
- ②総収入 144,689千円
 ③総支出 152,733千円
 ④主な管理運営費合計 76,436千円
 ⑤主な指定管理者企画提案事業
 ・季節にあったイベントの開催（ホテル観賞・どんど焼き等）
 ・各種体験講座（田植え・稲刈り・木工・草木染等）
 ・イベントの開催及び開催時における物品、飲食物等の販売
 ・キャンプ機材、釣具等の貸し出し

2 指定期間

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで（1か年）

3 管理運営方針

(1) 管理運営の基本的方針

指定管理者は、八王子市恩方地域における里山の自然環境や地域の特色を活かしたふれあいの里が、市民を含め、多くの方に恩方地域への来訪の機会とレクリエーション活動の場を創出することを目的とした施設であることを十分に理解し、利用者の満足度を高める快適な施設の環境づくりにより、施設の利用者及び利用料の増加を目指す。また、施設を常に安全・快適で良好な状態となるよう維持管理し、利用者の安全の確保に努めるとともに、利用促進を図るため、効果的な情報発信を積極的に実施する。さらに、地域住民との協働を重視しつつ、当該施設の設置目的に適合した自主事業の企画及び実施に努めることとする。

(2) 指定期間内の目標

- ① 年間利用者目標値：100,000人
※過去5年の平均入園者数 90,377人
- ② 管理運営にあたっては、条例第1条の設置目的を十分に理解した上で、独自の創意工夫を発揮し、利用者に「レクリエーション活動の場」を広く提供することとする。
- ③ 独自のノウハウを活かし、コストの節減を図りながらも常に利用者ニーズを正確に把握及び分析し、その結果を反映することでサービスの向上に努めることとする。
- ④ ふれあいの里の主な魅力である豊かな自然環境を恒常的に保全するとともに、自然環境等、地の利を活かしたサービスの提供向上に努めることとする。
- ⑤ イベント事業、特に体験事業を実施する場合には恩方地域の特色である豊かな自然環境も活用するとともに、地元住民等の積極的な活用に努めること。
- ⑥ 施設運営においてはできるだけ周辺地域住民の雇用に努めること。
- ⑦ ふれあいの里周辺地域のみならず市内各地の観光地情報の周知を図り、観光客の回遊性の向上に努めること。
- ⑧ ふれあいの里は周辺地域の緊急時における一時避難場所及び避難所であるため、震災などの非常時には、芝生広場やおおりの家内の夕焼けホールを避難スペースとして機能させること。

4 指定管理料の上限額

119,996千円/1年

(令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日)

5 指定管理料の支払方法

(1) 指定管理者に支払う管理業務に係る指定管理料は、事業計画書及び収支予算書で提示のあった金額を踏まえ、市の予算の範囲内において基本協定書で定める。

(2) 年度毎における管理業務に係る経費の支払方法は次のとおりとする。

- ① 施設修繕に係る経費(以下「修繕費」という。)については、会計年度毎に年度協定書にて支払期限を定め、概算払いにて、各年度当初に一括して支払う。

※ 大規模な改築、改造若しくは修繕、又は新設、増築若しくは移設に要する費用は、八王子市の財産に限り原則として八王子市が負担するものとするが、一件当たりの金額が130万円以下(上限金額については、年度協定書において、市と指定管理者において協議の上決定する。)の修繕については、市の承認を受けて、指定管理者が管理業務に係る経費の範囲内で行う。

- ② ①以外の費用については、事業計画書及び収支予算書において提示のあった金額を踏まえ、市の予算の範囲内で指定管理者と協議を行い、会計年度毎に年度協定書にて支払期限を定め、原則、前金払いにて、毎月分割して支払う。

6 精算項目

修繕費については、年度末に精算を行うものとする。

7 利用料金の取扱い

(1) 利用料金の定義

利用料金とは、条例第6条に規定する、入場料及び施設（おおりの家）の利用料とする。

(2) 利用料金の減免

利用料金の減免は、条例第7条の規定によるものとし、市長が定める基準とは以下に示す内容とする。なお、対象の利用料金は、入場料のみとする。

- ① 市内の保育所又は幼稚園の幼児並びに市内の小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらの者を引率する教職員等が、年間指導計画及び教育課程に基づく学習活動を行うために入場するとき。
- ② 特別支援学校の幼児、児童及び生徒並びにこれらの者を引率する教職員等が教育課程に基づく学習活動を行うために入場するとき。
- ③ 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び福祉事務所長の証明等を受けている者並びにその付添人（障害者1人に対し1人に限る。）が入場するとき。市の主催又は共催する事業に参加する者が入場するとき。
- ③ その他市長が認めたとき

(3) 利用料金の設定

以下に示す内容については、市の政策や公共施設としての役割を鑑み、利用料金を設定すること。なお、対象の利用料金は、入場料のみとする。

- ① 毎週土曜日に子ども（中学生以下）が入場するとき。
- ② 市内の福祉施設（老人ホーム等）の行事で入場するとき。
- ③ こどもの日に子ども（中学生以下）が入場するとき。

(4) 利用料金の対象外

以下に示す内容については、観光レクリエーション利用を目的にしていない施設への入場であることから施設の利用者とは見なさず、利用料金を徴収しないものとする。なお、対象の利用料金は、入場料のみとする。

- ① 市の主催又は共催する事業に参加する者が入場するとき。
- ② 行政視察による者が入場するとき。
- ③ 施設の維持管理等の業務や実地調査による者が入場するとき。
- ④ 「夕やけ小やけふれあいの道」を利用するハイカーが、ふれあいの里を通行するとき。

8 応募資格

- (1) 市内に事務所または事業所を有する法人またはその他の団体（以下「法人等」という）であって、当該施設を安全に安定して維持管理運営を行うことができ、同種のレクリエーション施設等の経営実績があるもの。
- (2) 複数の企業等が共同事業体を構成して応募することを可能とする。この場合、構成団体に一者以上市内業者を含め、かつ代表者は市内業者とし、申請はその代表者が行うこと。申請と同時に、共同事業体結成の協定書等の写しを提出すること。
- (3) 次のいずれかに該当する団体（共同事業体の場合は構成団体も含む）は、応募者となる

ことはできない。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4(一般競争入札の参加の資格)の規定に該当するもの。
- ② 市から指名停止措置を受けているもの。
- ③ 市民税、法人税、消費税等を滞納しているもの。
- ④ 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを開始している法人。
- ⑤ 地方自治法第 92 条の 2(議員の兼業禁止)、第 142 条(長の兼業禁止)、第 166 条(副市長の兼業禁止)及び第 180 条の 5(委員会の委員及び委員の兼業禁止)に該当するもの。
※ 法で引用する地方自治法施行令第 122 条及び第 133 条に該当する場合(長等が取締役等を兼ねることができる市の出資比率が 1/2 を超える法人)を除く。
- ⑥ 指定管理者になろうとする法人又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体。

9 応募方法

(1) 募集要項等の配布

- ① 配布期間 令和 5 年 7 月 1 0 日 (月) から令和 5 年 7 月 2 1 日 (金) まで
但し、土曜日、日曜日を除く。
- ② 時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- ③ 配布場所 八王子市産業振興部観光課(八王子市役所 6 階)
- ④ 連絡先 所在地：〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目 2 4 番 1 号
電話番号：042(620)7378
FAX 番号：042(627)5951
E-mail：b091400@city.hachioji.tokyo.jp

※ 募集要項(募集に関する書類・参考資料除く)及び要求水準書については、市ホームページにて公開。その他書類は窓口にて書類データを書き込んだ CD-R を貸与。

(2) 提出書類

- ① 指定申請書(第 1 号様式)
- ② 事業計画書(第 2 号様式)
※ できる限り数値目標等を設定、記載すること。また、別添の様式に記載しきれない場合は、任意の書類を作成して添付することができる。
- ③ 収支計算書(第 3 号様式)
- ④ 収入計画書(1 か年分) ※任意様式
収入内訳明細書(利用料金収入・物販収入・飲食販売収入・自主事業収入等)
- ⑤ 支出計画書(1 か年分) ※任意様式
ア. 支出(全体)内訳
イ. 人件費内訳及び算出根拠
ウ. 管理費内訳及び積算根拠
- ⑥ 団体の概要 ※任意様式
- ⑦ 申請団体の定款・寄付行為等 ※任意様式
- ⑧ 役員名簿 ※任意様式
- ⑨ 表明・確約書(第 4 号様式)
※ 暴力団関係者であることが疑わしい人物がいた場合、警視庁に照会を行うため、個人情報の取扱いに関する同意を兼ね、本書類を提出すること。
- ⑩ 法人登記事項証明書
- ⑪ 納税証明書(市民税、法人税、消費税)
- ⑫ 直近 3 か年の財務諸表(貸借対照表、損益計算書など)
- ⑬ 団体の活動実績 ※任意様式

- ※ 報告対象となる実績は下記のいずれかに該当するものとする。
 - ・ 同程度の規模もしくは内容の施設を管理運営した実績
 - ・ 地域住民と協働し事業構築を行った実績
 - ・ 自然体験学習や自然を体感できるイベントの企画及び実施の実績
 - ・ 集客効果の高いイベント等の企画及び実施の実績
 - ・ 団体が制作した WEB や広告物等において、効果的に情報発信した実績

⑭ その他市が必要と認める書類

(3) 提出書類の著作権

応募者の提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。なお、選考に必要な場合など、その他本市が必要と認めるときは、本市は提出書類の全部又は一部を無償で複製できるものとする。

(4) 提出部数 1 2 部 (正本 1 部・副本 1 1 部)、電子データ (CD-R 又は DVD-R)

※ 書類のサイズは A 4 版に統一すること。A 4 版に収まらない場合は A 3 版を可とするが、三つ折り等にて A 4 版に整えること。

(5) 受付期間

令和 5 年 8 月 1 0 日 (木) から 令和 5 年 8 月 1 8 日 (金) まで

時 間 午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分まで

但し、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。

提出先 本要項 9 (1) 募集要項等の配布場所と同じ。

(6) 質問の受付

質問の受付・回答は下記のとおり行う。

ア. 受付

(ア) 期 間 令和 5 年 7 月 2 4 日 (月) から 令和 5 年 7 月 2 6 日 (水) まで

(イ) 提出方法 質問書 (第 5 号様式) において、FAX 又は電子メールで提出

(ウ) 提出場所 八王子市産業振興部観光課(八王子市役所 6 階)

(エ) E-mail b091400@city.hachioji.tokyo.jp

イ. 質問の回答 令和 5 年 7 月 2 8 日 (金) までに、電子メールで回答する。

ウ. その他 電話、口頭による質問等には一切応じない。

(7) その他

- ① 応募書類の提出期間は厳守すること。また、提出期間後における応募書類の変更及び追加は認めない。ただし、本市から指示した場合はこの限りではない。
- ② 応募書類は返却しない。
- ③ 応募経費は応募者の負担とする。
- ④ 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- ⑤ 応募受付後に辞退する場合は、その旨を書面 (任意様式) により提出すること。

10 指定管理者の選定

(1) 選定の基準

指定管理者の選定は、条例で定める選定基準に照らし、「価格評価」・「団体の能力評価」・「提案事業の内容評価」の観点から総合的に判断して行う。

- ① 配点割合…「価格評価」、「団体の能力評価」、「提案事業の内容評価」の3つの評価区分で、それぞれ50%、25%、25%の割合で配点する。

ア. 価格評価点の算出式

$$\left(1 - \frac{\text{提案額} - \text{最低価格提案}}{\text{提案上限額}} \right) \times \frac{\text{内容点の最高値}}{\text{内容点の最低値}} = \text{価格評価点}$$

価格評価点を求める算式 ※収入見込額を除いた経費

提案上限額 : 市が積算した当該事業に必要となる指定管理料

提案最低価格 : 応募者からの提案額のうち、最も低額の提案額

イ. 評価項目

評価区分	評価基準	評価項目例		
1. 団体の能力	1. 安定した管理能力 【実績・能力】	1 団体の経営方針が明確であり、適正な経理がされていること。		
		2 経営状況が健全であり、目的達成のための考えをもっていること。		
		3 ふれあいの里の業務に則した業務実績が豊富であり、ノウハウを蓄積し運営が期待できること。		
		4 自己評価（マネジメントサイクル）の体制及び基準が確立されていること。		
		5 実現性の高い適正な収支計画であること。		
		6 管理運営を適切に行うための研修等の人材育成を踏まえた組織体制を有していること。		
		7 職員の管理体制及び職場安全衛生管理が適正であること。		
		8 地域・社会貢献に配慮した取組がされていること。 （ワークライフバランスやSDGsの推進、若年者・高齢者・障害者雇用、地域との協働、市内に本店がある等）		
		9 指定管理業務の引継ぎに係る対策が適切であること。		
	2. 公共性・公平性・公正性の担保	10 利用者が公平に施設利用ができるよう、配慮されていること。		
		3. 安全確保に関する意識	11 利用者の安全確保（衛生面含む）に関する方策が講じられていること。	
			4. 個人情報保護管理・情報セキュリティの確保及び危機管理	12 透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。
				13 個人情報の取扱い及び情報セキュリティ対策が適切であること。
		14 負担すべきリスクに対し適切な対応をとるための体制を有していること。		
		2. 提案事業の内容	1. 効率的な管理運営及び経費削減	15 緊急（防火、防犯等）対応等危機管理体制を有していること。
2. サービス向上	1 施設の稼働率の増加に向けた提案がされていること。			
	2 利用料金をはじめとした収入確保のための方策が講じられていること。			
3. 達成目標の設定と実施方針	3 コスト削減が図られ又は考慮されていること。			
	4 利用者の満足度を高めるための方策が講じられていること。			
4. 情報発信の充実	5 利用者からの苦情処理の体制がとれていること。			
	6 ノウハウを活用し、要求水準を満たした事業計画を立てていること。			
5. 地域振興・地域協働への意識	7 施設設置目的を活かした特色ある提案がされていること。			
	8 管理運営に意欲を持ってあたることが期待できること。			
6. 環境への配慮	9 広報活動等、施設の利用促進のための提案がされていること。			
	10 地域や施設の特性を踏まえた事業展開が図られていること。			
7. 具体的な危機管理対策	11 地域との協働や連携が図られ、又は配慮されていること。			
	12 第三者委託も含め、地域経済の振興及び雇用の創出に繋がる提案がされていること。			
	13 資源の有効活用など環境に配慮した管理運営がされていること。			
			14 訓練や研修、マニュアル作成など平常時から危機管理における適切な提案がされていること。	
		15 施設の長寿命化のための方策が講じられていること。		

- ② 合格基準… 全ての評価項目において、市の要求水準を満たすことを合格基準として定める。合格基準は満点の6割に設定する。

- ③ 評価方法… 価格評価については提案金額を定量的に評価する。

(2) 選考方法

①資格審査及び一次選考

提出された指定申請書等により参加資格要件に関する資格審査、及び一次審査(書類審査及び必要に応じヒアリング)を行う。

※一次選考の結果は、令和5年8月中旬までに応募者に通知する。

②二次選考

二次審査は令和5年8月下旬に開催する評価会議において、提出された書類をもとにプレゼンテーションを行っていただき、評価会議参加者から意見聴取を行う。

※日程については、一次選考の結果とあわせて通知する。

(3) 内定等の通知

評価会議における選定結果に基づき、11月中旬に指定管理者の候補者を内定して、結果を応募者に通知する。

(4) 決定

指定管理者の決定は、八王子市議会での議決後に行う。

1.1 協定

管理業務に関する細目について、八王子市夕やけ小やけふれあいの里条例施行規則13条に基づき、市と指定管理者の協議のうえ、事業を円滑に実施するために指定期間全体に効力を有する基本的事項を定めた基本協定書と、当該事業年度における事項について年度協定書を締結する。

1.2 第三者への業務委託

指定管理者は、原則として、当該施設における業務を包括的に行うこととなるが、清掃、警備等の個々の業務を専門業者に委託することを妨げるものではない。ただし、再委託を行う場合は、文書により市長の承認を得ることとし市内業者を優先的に委託先とすること。また、使用許可権限や管理に関する主体的な業務を再委託することはできない。

※令和3年度の第三者への委託実績については、要求水準書内 6・(6)・①・ケ【参考】令和2年度 夕やけ小やけふれあいの里委託事業実績一覧」を参照。

1.3 情報提供

(1) 指定管理者選考に関する情報提供

指定管理者選考過程における、応募団体名(共同事業体で応募した場合は、構成団体名を含む)、候補者として選定された団体の選定理由、事業提案の概要、評価及び選定結果については、原則として市は広く情報提供を行う。

また、提出書類については、八王子市情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、条例に定める非公開情報を除き公開する。ただし、個人情報及び法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなどは、非開示とする。

(2) 指定管理業務に係る情報提供

協定書及びモニタリングの実施結果の概要等については、原則として市は広く情報提供を行う。(個人情報及び法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなど、非開示とするものを除く。)

1 4 指定の取り消し

指定管理者（共同事業体の場合は構成団体も含む）が、下記のいずれかに該当する場合は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずることがある。

- ① 本業務に関する協定に違反したとき
- ② 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づき、指定管理者が本市の指示に従わないとき
- ③ 管理業務を継続することが適当でないと市が認めたとき
- ④ 本業務に関する協定を履行することができないと市が認めたとき
- ⑤ 条例の廃止等により指定をする必要がなくなったとき
- ⑥ 指定管理者又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体又はその構成員であることが明らかとなったとき

1 5 モニタリングの実施

指定管理者は、市が当該施設に関して実施するモニタリングにおいて、「八王子市指定管理者制度ガイドライン」に従うこととする。なお、モニタリングの評価結果は公表する。

1 6 問い合わせ先

八王子市産業振興部観光課（八王子市役所 6 階）
〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目 2 4 番 1 号
電話番号 0 4 2（6 2 0）7 3 7 8
FAX 番号 0 4 2（6 2 7）5 9 5 1
E-mail b091400@city.hachioji.tokyo.jp

1 7 募集に関する書類（別添）

- ① 要求水準書
- ② 指定申請書（第 1 号様式）
- ③ 事業計画書（第 2 号様式）
- ④ 収支計算書（第 3 号様式）
- ⑤ 表明・確約書（第 4 号様式）
- ⑥ 質問書（第 5 号様式）

18 参考資料

- (1) 地方自治法（抜粋別添）
- (2) 八王子市夕やけ小やけふれあいの里条例（本市ホームページで公開）
<https://www.yuyakekoyake.jp/>
- (3) 八王子市夕やけ小やけふれあいの里条例施行規則（本市ホームページで公開）
https://www1.g-reiki.net/city.hachioji/reiki_honbun/g125RG00000508.html
- (4) 八王子市情報公開条例（本市ホームページで公開）
https://www1.g-reiki.net/city.hachioji/reiki_honbun/g125RG00000085.html
- (5) 環境にやさしい八王子市役所エコアクションプラン（本市ホームページで公開）
https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/004/a546973/a4568/p007108_d/fil/dai4jiekokakusyonpuran.pdf
- (6) 八王子市環境マネジメントシステム(H-EMS)ハンドブック（本市ホームページで公開）
https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/004/a546973/a4568/p007051_d/fil/handbook.pdf
- (7) 八王子市指定管理者制度ガイドライン（本市ホームページで公開）
https://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/005/001/p009941_d/fil/shiteikanrisyasei.pdf
- (8) 八王子市地域防災計画（本市ホームページで公開）
<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/emergency/bousai/m12873/002/p007767.html>
- (9) 八王子市指定管理者における差別解消に向けたガイドライン
（本市ホームページで公開）
https://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/005/001/p009941_d/fil/siteikanrisabetukaisyou.pdf
- (10) 八王子市公文書の管理に関する条例
https://www1.g-reiki.net/city.hachioji/reiki_honbun/g125RG00000748.html
- (11) 施設概要
- (12) 市実施修繕実績一覧（平成30～令和3年度）
- (13) 市備品台帳（令和5年4月1日現在）